

別表1（第3条関係）

美濃加茂商工会議所会費持口基準表

1. 従業員毎区分表

| 従業員数       |            | 口数    | 金額（円）     |
|------------|------------|-------|-----------|
| 商業・サービス業   | 工業・建設業     |       |           |
| 0人         | 1人以下       | 0口以上  | 0円以上      |
| 1人以上 2人未満  | 2人以上 4人未満  | 2口以上  | 4,000円以上  |
| 2人以上 3人未満  | 4人以上 6人未満  | 3口以上  | 6,000円以上  |
| 3人以上 6人未満  | 6人以上21人未満  | 6口以上  | 12,000円以上 |
| 6人以上11人未満  | 21人以上31人未満 | 10口以上 | 20,000円以上 |
| 11人以上21人未満 | 31人以上51人未満 | 16口以上 | 32,000円以上 |
| 21人以上      | 51人以上      | 22口以上 | 44,000円以上 |

※ (1)大規模小売店舗及び上場企業とこれらの支店等並びに金融機関等について、会頭は積極的に増口依頼を行う。  
 (2)従業員数には、法人の役員を兼ねる者及び家族従業員並びに年収が100万円未満のいわゆるパート従業員を含まない。  
 (3)市内に2か所以上の支店・事務所又は事業所等（以下「他の会員事務所等」という。）を有する場合にあつては、その主な事業所の従業員数を基準とし、他の会員事務所等の会費は第3条に定める基本会費を徴収する。  
 (4)従業員数は前年の12月末現在とする。ただし、会員の申告により前年の平均従業員数を以て変更することができる

2. 資本金毎区分表

| 資本金額             |         | 口数：口 | 金額：（円）  |
|------------------|---------|------|---------|
| 100万円以下          |         | 1口   | 2,000円  |
| 100万円超～          | 300万円以下 | 2口   | 4,000円  |
| 300万円超～          | 500万円以下 | 3口   | 6,000円  |
| 500万円超～1,000万円以下 |         | 5口   | 10,000円 |
| 1,000万円超         |         | 10口  | 20,000円 |

※ ・資本金額は、前年の12月末現在の金額を原則とし、会員の申告等により変更できるものとする。  
 ・美濃加茂市内に本店を有しない会員は、本表を適用しない。

3. 会員の負担口数（会費）の算式

第3条の基本会費＋従業員毎区分口数＋資本金毎区分口数＝合計口数

3口（6,000円）＋ 口（ , 円）＋ 口（ , 円）＝（年間会費）